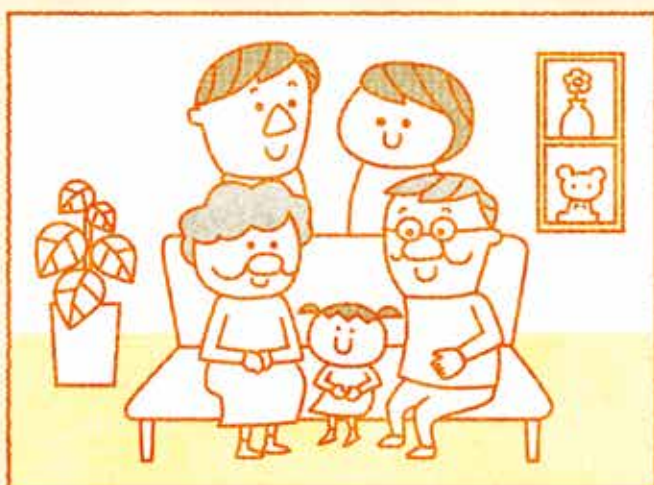


精華町第9次高齢者保健福祉計画

精華町第8期介護保険事業計画

— 概要版 —

いくつになっても にっこり笑顔
仲間とともに 元気に暮らせる 精華町



令和3年(2021年) 3月

精華町

計画の策定にあたって…



策定の趣旨

高齢化の進展に加え、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯の増加など世帯構造の変化が並行して進んでいます。

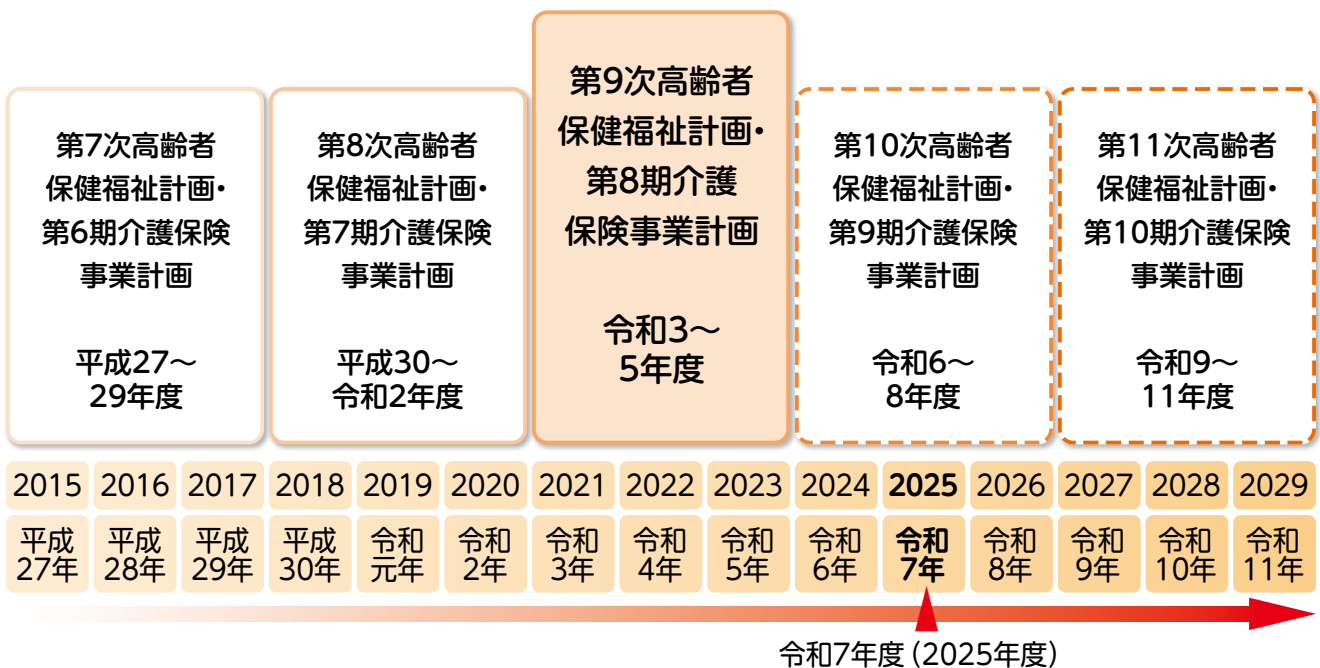
団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎える令和22年(2040年)に向けて、介護サービス需要がさらに増加、多様化していくことが見込まれています。

本町においては、令和2年(2020年)10月1日現在、総人口37,312人のうち、65歳以上の高齢者が9,158人、高齢化率は24.5%となっています。人口は既に減少期を迎えているものの、今後、高齢者人口は増加傾向となっており、支援を必要とする人の多い75歳以上の後期高齢者も増加し続ける見込みとなっています。

高齢者が生きがいをもち安心して暮らせる環境を実現できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を進め、高齢者福祉のさらなる充実を図っていくため、「精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画」を策定しました。

計画の期間

本計画は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画期間とし、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)、及び高齢者数が最も多くなる令和22年(2040年)を見据えて、段階的に取り組みを進めるための計画として策定します。

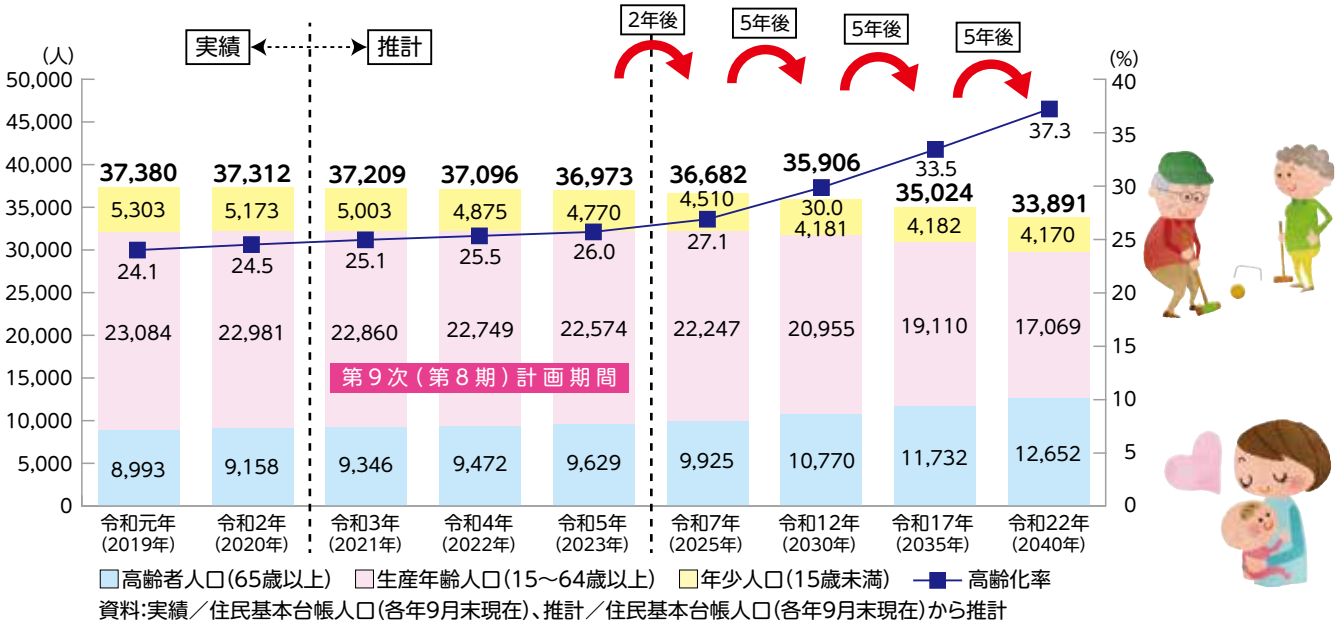


2040年の精華町の姿



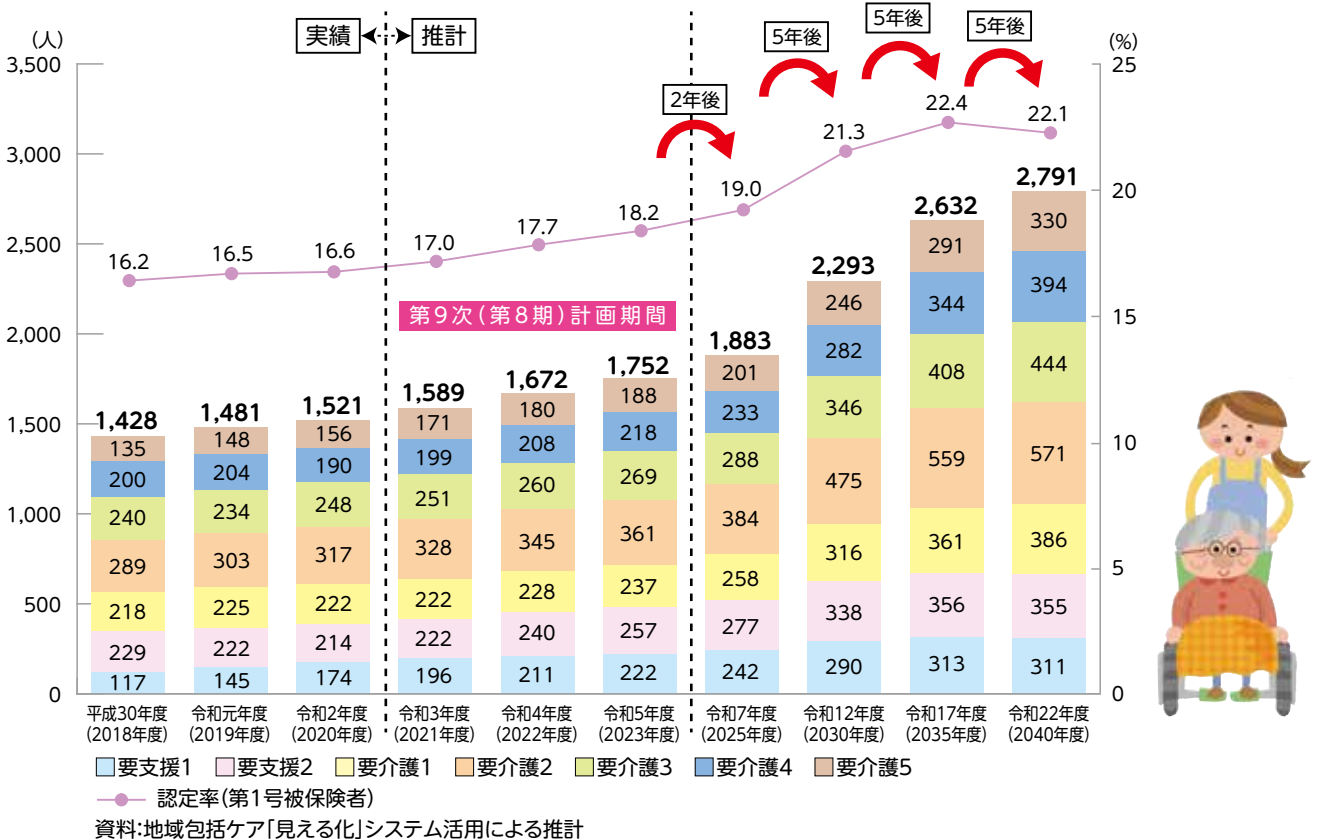
人口構造・高齢者人口

人口は、令和元年の37,380人から令和7年には36,682人と緩やかに減少し、令和22年には33,891人まで減少すると見込まれます。高齢化率は、令和元年の24.1%から令和7年には27.1%、令和22年には37.3%と3人に1人以上が高齢者になると見込まれます。



要介護(要支援)認定者数

要介護等認定者数は、令和2年度の1,521人から令和7年度には1,883人(1.24倍)、令和22年度には2,791人(1.83倍)になると見込まれます。第1号認定率は令和2年度の16.6%から令和7年度には19.0%に上昇すると見込まれます。



基本理念と計画の目標



基本理念

精華町の高齢者福祉に係る基本理念「高齢者が安心して生き生きと自立して暮らせるまちをめざす」を次のキャッチフレーズで示します。



いくつになっても にっこり笑顔
仲間とともに 元気に暮らせる 精華町

計画の目標

基本理念のもと、地域の住民や多様な主体が参画し、世代や分野を越えてつながる地域共生社会の実現に向け、また、地域共生社会を土台とした地域包括ケアシステムが構築されたまちの姿として、計画の目標を2つ設定し、高齢者の幸福感の向上、健康寿命の延伸等をめざします。

いくつになっても元気に暮らせる!



誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち

人生を通じて培ってきた知識や経験、技術を生かして、自分らしく活躍し、元気に暮らせるまちをめざします。



いくつになっても仲間とともに!

介護等が必要になったときの安心があるまち

家族や近所の人、友人、子どもから高齢の人まで、仲間とともによるこびあい、支えあって、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるまちをめざします。





(1) 健康づくり・介護予防の充実

施策目標▶住民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりや介護予防に取り組んでいる

- 施策内容**
- 健康づくりの推進
 - 介護予防の充実
 - 介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進
 - リハビリテーション提供体制の強化



(2) 高齢期の社会参画機会の拡充

施策目標▶高齢の人が、いきいきと社会参画している

- 施策内容**
- 働く場と機会づくりの促進
 - 趣味・社会貢献活動等の促進

(3) 地域福祉の充実

施策目標▶地域福祉の活動に住民が積極的に参画している

- 施策内容**
- 高齢期に関する住民の相互理解の向上
 - 高齢福祉ボランティアの養成・確保
 - 身近な居場所・活動拠点づくりの促進
 - 地域生活での安心サポートの充実
 - 生活安全に係る普及啓発

(4) 権利擁護対策等の推進

施策目標▶高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている

- 施策内容**
- 高齢者虐待の予防と対策
 - 成年後見制度等の利用支援
 - 消費者被害の予防と対策



(5) 生活支援体制等の充実

施策目標▶多様な主体が住民の生活支援に携わっている

- 施策内容**
- 介護予防・生活支援サービス事業の充実
(訪問型サービス、通所型サービス)
 - 通いの場の充実
 - 生活支援サービスの充実

(6) やさしいまちづくりの推進

施策目標▶安心して生活できるユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいる

- 施策内容**
- 高齢期に対応した住まいづくりの促進
 - 移動のしやすさの確保
 - 公共公益的施設のバリアフリー化の促進

(7) 災害や感染症に係る体制整備

施策目標▶非常時においても自分や家族等の安全を確保し、安心して過ごせる

- 施策内容**
- 平時からの見守り活動の促進
 - 避難行動要支援者の支援体制の促進
 - 感染症予防のための啓発と環境整備の取り組み促進
 - 感染症流行期の健康づくり・介護予防

(1) 在宅医療・介護連携の推進

施策目標▶ 安心して介護サービスが利用でき、その人らしい最期を迎えることができるまちとなっている

施策内容

- 居宅サービスの充実
- 介護保険施設サービス等の確保・活用
- 地域密着型サービスの充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 看取りに関する知識普及と意識啓発の推進
- 多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進

(2) 地域包括支援センターの運営強化

施策目標▶ 地域包括支援センターが十分に、住民の介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートしている

施策内容

- 地域包括支援センターの機能充実
- 地域ケア会議の充実

(3) 認知症対策の充実

施策目標▶ 認知症についての地域の理解が進み、自分らしく暮らすことができる



施策内容

- 普及啓発・本人発信支援
- 認知症の予防に関する取り組みの促進
- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の促進
- 認知症バリアフリーの推進
- 若年性認知症の方への支援
- 社会参加支援の強化

(4) 家族介護支援の推進

施策目標▶ 介護が必要な人とともに暮らす家族が、安心して介護をすることができる



施策内容

- 家族介護支援の推進

(5) 介護保険事業の適正運営

施策目標▶ 介護保険事業が適正に運営され、住民が安心して介護保険サービスを利用できる

施策内容

- 介護保険制度・サービスに係る情報の提供
- 要介護認定・介護給付の適正の確保
- 低所得者の経済的負担の軽減
- 介護保険サービスの質の向上

(6) 介護人材の確保

施策目標▶ 介護人材確保のための啓発及び人材育成支援がされている

施策内容

- 福祉・介護サービス従事者の確保・育成
- 各種制度の周知
- 生活支援等の担い手の確保
- 介護現場における業務の効率化

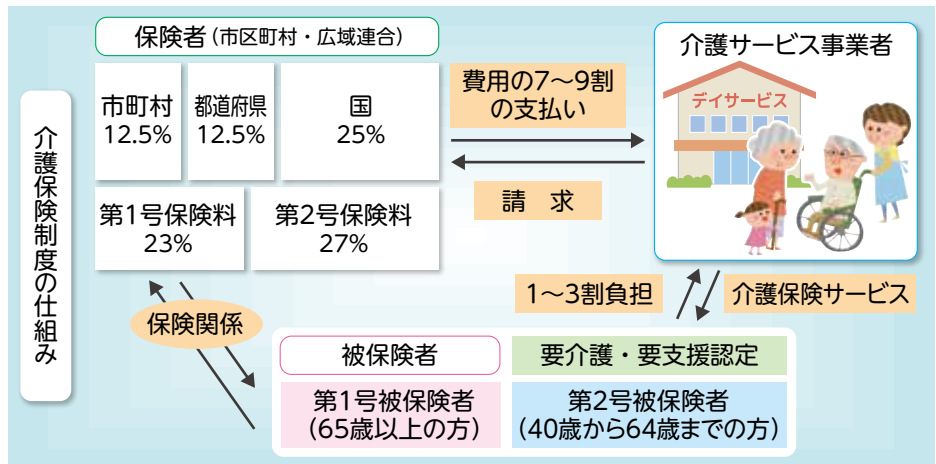


介護保険サービス(第8期介護保険事業計画)



介護保険料(第1号被保険者保険料)の算定

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、各年度の標準給付費見込額を算出します。また、計画期間中の各年度の地域支援事業費等を見込み、調整交付金等を勘案して、保険料収納必要額(計画期間に要する費用の総額)を求めます。これをもとに介護保険料を算出します。



国の負担分の25%のうち5%は、調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布の状況に応じて増減します。

●第8期介護保険料基準額(第5段階)

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで
月額5,950円(年額71,400円)

所得段階別割合の設定

段階	対象者	割合
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯員が住民税非課税の方 生活保護の受給者 本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	×0.50 (0.3)※
第2段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万1円以上120万円以下の方	×0.65 (0.5)※
第3段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が120万1円以上の方	×0.70
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	×0.90
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の方	基準額
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	×1.20
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.30
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.55
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	×1.75
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	×1.95
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	×2.15
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	×2.35
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	×2.55
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	×2.75
第15段階	本人が住民税課税で合計所得金額が900万円以上の方	×2.95

※(0.3)(0.5)については、国の予算措置が行われた後、国の基準に従い、軽減措置を講じる予定です。

※ 今後、国において上記以外の軽減措置が講じられる場合は、当該措置に準拠する予定です。

計画の推進管理

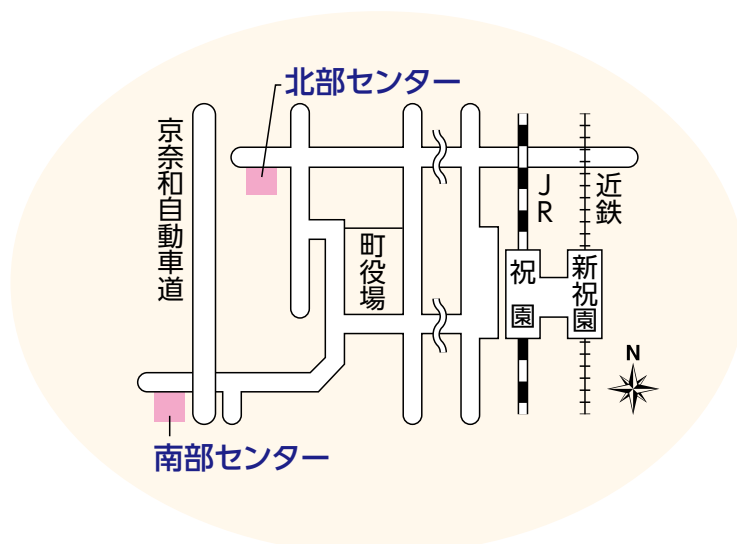
- 計画の進捗状況を把握するため、施策・事業の成果について適切な評価を行います。
- 保険者として介護保険制度の円滑な運用と充実を図るため、精華町高齢者保健福祉審議会で事業計画の達成状況、介護保険サービス提供・利用の実態を定期的に点検・評価します。
- 計画で示す目標や施策の方向等について、住民、高齢者福祉等に取り組む関係者で共有しながら、各種施策・事業を着実に推進します。
- 計画の理念や目標、施策について、広く町民に周知するため、広報誌やホームページ等を活用し、多様な媒体で広報活動を推進します。

高齢者福祉の相談窓口(地域包括支援センター)



地域で暮らす高齢者の介護や健康、生活についての総合相談等を行います。
 現在、精華町には、地域包括支援センターが2か所あります。
 相談がある場合は、下記の窓口をご利用ください。

小学校区	名称	住所・電話番号
川西 精北	精華町北部地域包括支援センター 【あんしんサポート北部】	精華町南稲八妻笛竹41番地 (特別養護老人ホーム神の園内) 電話番号：94-5677
精華台 山田荘 東光	精華町南部地域包括支援センター 【あんしんサポート南部】	精華町南稲八妻砂留22番地1 (地域福祉センターかしのき苑内) 電話番号：94-4573



精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画(概要版)

■ 発行：精華町 健康福祉環境部 高齢福祉課
 〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
 電話 0774-95-1932(直通) FAX 0774-95-3974
 e-mail kourei@town.seika.lg.jp
 URL <https://www.town.seika.kyoto.jp/>